

令和5年度 大阪府リサイクル関連事業従事者講習の開催について

府内のリサイクル関連事業の従事者を育成するために、廃棄物・リサイクルに関する法令等について講習を開催します。

- 1 日時 令和5年8月31日（木） 10:00～16:30
- 2 会場 大阪府咲洲庁舎2階 咲洲ホール（大阪市住之江区南港北1-14-16）



<電車>

大阪メトロ中央線「コスモスクエア駅」下車、南東へ約600メートル
ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前駅」下車、ATCビル直結

<堺方面からバスでお越しの場合>

南海線「堺駅」若しくは「堺東駅」発のバスが運行しています
南海バス南港線「ATC」停留所下車すぐ
※帰り(復路)は「コスモタワー」停留所もご利用可能

3 受講対象

府内において循環資源の再生利用もしくはそれに関連する事業に従事する方又は従事しようとする方

定員：170名（先着順・1事業者3名まで）

※定員に達した場合、申込の受付を締め切らせていただきます。

※申込がない場合は、講習当日にお越しいただいても受講できません。

4 講習内容

廃棄物・リサイクルに関する各法令についての講習概要は以下のとおりです。

| 時間 | 講習内容 |
|-------------|--|
| 10:00～10:10 | 開会・資料確認、講習に関する説明 |
| 10:10～11:20 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法） ・概要、一般廃棄物 ・産業廃棄物 |
| 11:20～11:25 | 休憩 |
| 11:25～12:00 | ・資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法） |
| 12:00～13:00 | 休憩 |
| 13:00～14:05 | ・各種リサイクル（家電・小型家電・容器包装）法の概要 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 |
| 14:05～14:15 | 休憩 |
| 14:15～15:10 | ・廃棄物再生事業者登録制度 ・産業廃棄物の不適正処理の現状と指導事例紹介 |
| 15:10～15:25 | 休憩 |
| 15:25～16:10 | ・フロン排出抑制法 ・大阪府循環型社会形成推進条例、大阪府循環型社会推進計画、 大阪府リサイクル製品認定制度 |
| 16:10～16:30 | 閉会、修了証の交付、アンケート提出 |

※ 講習の全項目を修了した受講者には大阪府から修了証を交付します。（この修了証によって、法令等に基づく業許可、講習の受講等が不要になるものではありません。）

修了証は、講習会終了後に交付します。

※ また、修了証を受領した事業者のうち、希望者は、事業者名・事業内容等の情報を大阪府ウェブページ上の「リサイクル関連事業者情報提供コーナー」に掲載することができます。

5 申込み方法

大阪府行政オンラインシステム、又は申込書に必要事項を御記入いただきメール若しくはファクシミリにより、下記までお申込みください。

申込期限：令和5年8月22日（火）17時まで

<申込み先>

大阪府環境農林水産部 循環型社会推進室 資源循環課 3R推進グループ
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎21階
電話番号 06-6210-9567 ファクシミリ番号 06-6210-9561

メール shigenjuncan-recycle@gbox.pref.osaka.lg.jp

大阪府行政オンラインシステム

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/a78bd63f-d635-498e-ab7b-10433baac437/start>